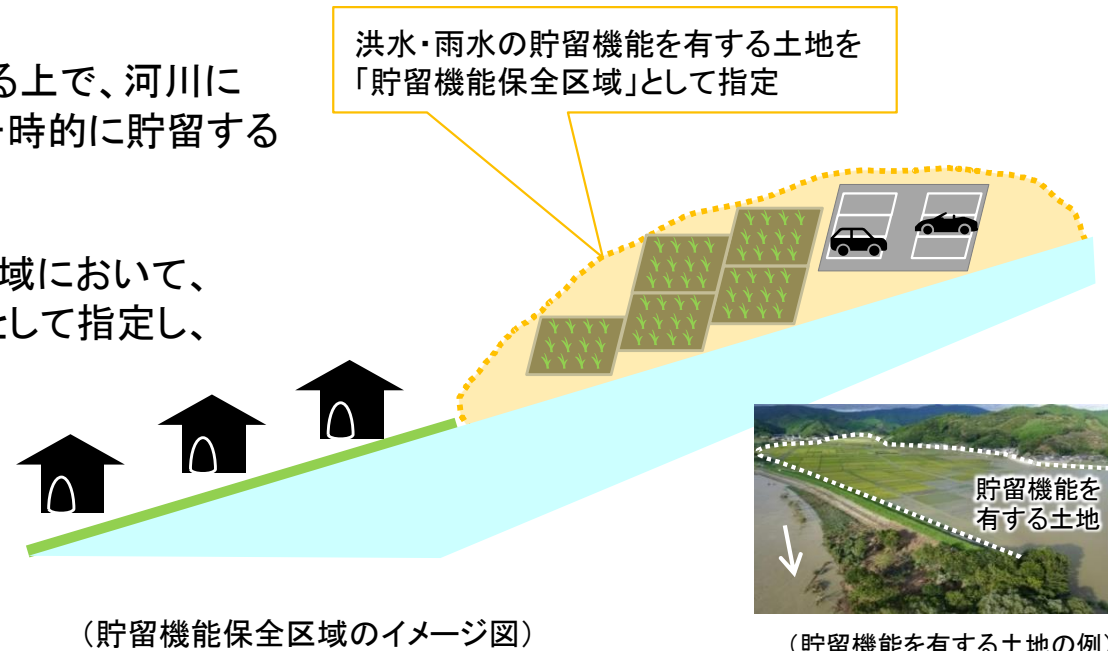


# 貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合における固定資産税等の特例措置を3年間延長する。

## 施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制し、流域内の治水安全度の向上を図る上で、河川に隣接する低地等(河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地)の区域の保全が重要。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された河川の流域において、洪水・雨水の貯留機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定し、盛土等の貯留機能を阻害する行為を抑制。
- 区域指定に当たって必要な土地所有者の同意を得るための、インセンティブとなる負担軽減措置が必要。



## 要望の概要

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、課税標準を3年間、 $2/3 \sim 5/6$ の範囲内において市町村の条例で定める割合とする(参酌基準:  $3/4$ )。

### 要 望

現行の措置を3年間(令和7年4月1日～令和10年3月31日)延長する。